

入間市 PFI 導入ガイドライン

【第 2 版】

令和 3 年 1 月
入 間 市

はじめに

PFI（Private Finance Initiative）は、公共施設等の整備等にあって、民間の資金と創意工夫を活用することにより、効率的で質の高い公共サービスの提供を図るものです。平成11年に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という。）が成立して以降、国や地方自治体等において様々なPFI事業が実施されています。

PFI法や国が定めた「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）では、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供するために、民間事業者に行わせることが適切な公共施設等の整備等については、できる限り民間事業者に委ねることを求めています。

本市では、昭和40年代から60年代にかけての人口急増期の行政需要の拡大に対応するため、多くの公共建築物や道路・上下水道などの都市基盤施設を建設しました。現在、こうした公共施設の多くは老朽化が進み、維持管理や施設更新に多額の費用がかかる状況となっています。

厳しい財政状況の中であっても、将来にわたって市民ニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していくためには、公共施設マネジメントに取り組み、公共施設の維持管理費を削減するとともに、施設保有量の縮減や効率的な施設保全等に取り組むことが必要不可欠です。

こうした状況の中、平成27年度に策定し、施設の再整備や維持管理の方向性を示した「公共施設等総合管理計画」においても、公共施設の整備、管理運営においてPPPの手法を積極的に導入し、なかでもPFIについては、財源調達方法及び行政サービスの向上の手法として積極的な活用を検討することを掲げております。

また、「入間市総合計画」や「入間市行政改革大綱」の中でも「担い手の最適化」として、民間活力の有効活用を推進しています。

本市ではこれまでも、指定管理者制度や民間委託など民間活力の活用に取り組んできたところですが、市民に対する行政サービスの向上と効率的な行財政運営のさらなる推進に向け、民間事業者の資金やノウハウを活用するPFIを導入するための基本的な考え方や手順を明らかにし、積極的かつ効率的に活用するため、本ガイドラインを策定しました。

なお、本ガイドラインは、今後の法制度の改正や実際の導入過程で生じる課題等の調査・検討を行い、適宜見直しを行うものとしします。

目 次

はじめに

第1章 PFIの概要

1 PFIの定義	1
2 PFIの目的	1
3 PFIの効果	1
4 PFI導入に向けた考え方	2
5 PFI手法の枠組み	4
6 PFI手法の主な特徴	5
7 PFI事業の形態と方式	7
8 類似手法	14

第2章 PFI導入の基本方針

1 基本姿勢	16
2 導入検討の視点	16
3 対象施設	17
4 推進体制	18

第3章 PFI導入の検討

1 事業の提案	19
2 簡易な検討	19
3 詳細な検討	20

第4章 PFI導入

1 事業の検討・実施方針の策定	22
2 特定事業の選定	27
3 事業者の募集・選定	28
4 事業契約等の締結	30
5 選定事業の実施	33
6 事業の終了	33

PFI事務フロー	36
----------	----

資料

第1章 PFIの概要

この章においては、PFI の仕組等の基本的事項について説明します。

1. PFIの定義

PFIとは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業手法です。

従来手法では、設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ個別に民間事業者へ委託、または市が自ら行っていました。PFIでは、設計、建設、維持管理、運営までを一体的に民間事業者と契約し、実施します。

2. PFIの目的

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施することにより、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。

3. PFIの効果

(1) 効率的かつ効果的な財政支出かつ良質な公共サービスの提供

民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用し、民間事業者が公共施設の設計、建設、維持管理、運営の全部または一部を一体的に取り扱うこと等により、効率的かつ効果的な財政支出が期待できます。

また、民間事業者の創意工夫等を通じて、質の高い公共サービスの提供が期待できます。

(2) 官民の新たな役割の形成

これまで市が行ってきた事業を民間事業者へ委ね実施することから、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されることが期待できます。

(3) 民間の事業機会の創出と地域経済の活性化

民間の新たな事業機会が創出され、また、他の収益的事業と組み合わせることによって更なる事業機会を生み出すことが期待でき、地域経済の活性化に寄与することが期待できます。

(4) 財政負担の平準化

公共の支出をPFI事業期間にわたって平準化することで、初期投資等に係る一時的な支出

の増大を抑制し、厳しい財政状況の下においても積極的な事業の促進が期待できます。

ただし、債務負担行為として将来的な財政負担が発生するので、長期的な財政計画に十分配慮する必要があります。

4. PFI導入に向けた考え方

PFIの基本理念や期待される効果を実現するために、次の5つの原則、3つの主義に基づき導入を検討することとします。

【5つの原則】

原則	概要
① 公共性原則	公共性のある事業であること
② 民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること
③ 効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること
④ 公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること
⑤ 透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること

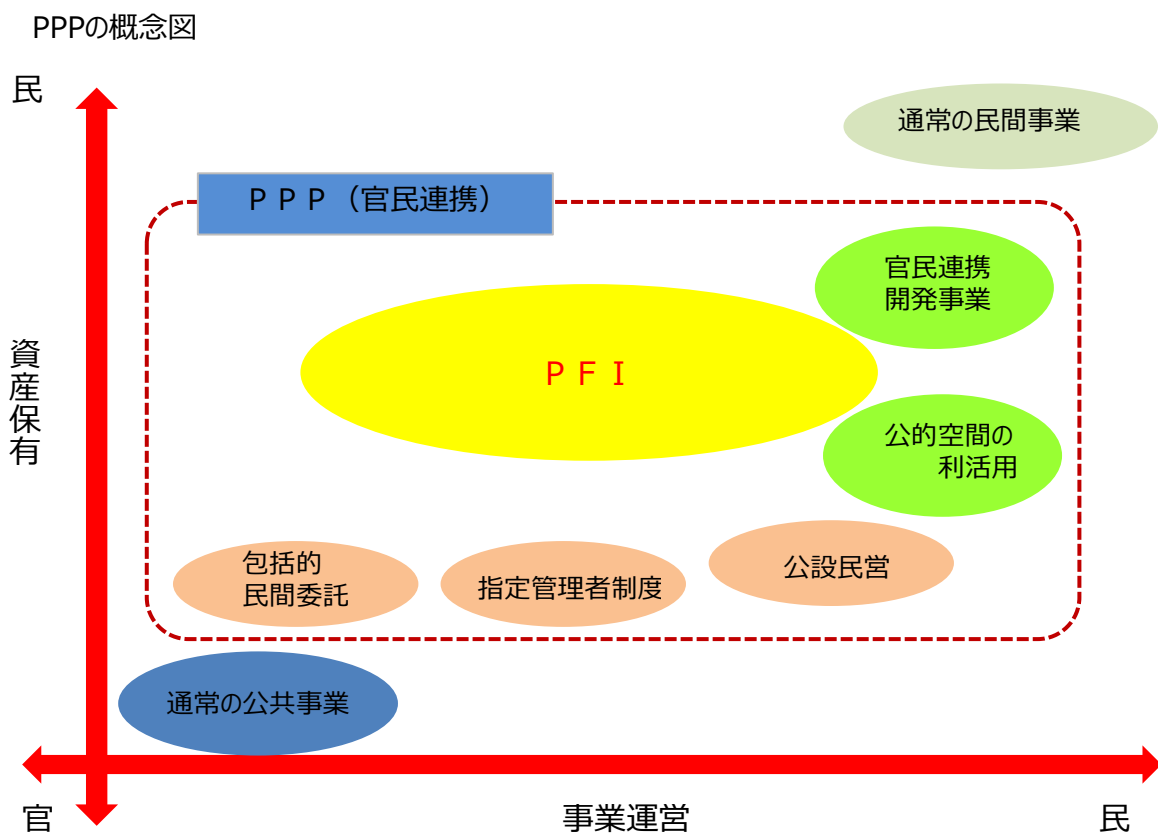
【3つの主義】

主義	概要
① 客観主義	各段階での評価決定について客観性があること
② 契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること
③ 独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性または、事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

【参考】PPPとPFIの関係

PPP (Public Private Partnership) とは、これまで行政が主体として担ってきた公共サービスについて、誰が最も効率的で効果的なサービスの担い手となり得るのかという観点のもと、行政と民間（市民・自治会・各種団体・NPO・企業等）が連携して提供することにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものであり、PFIはその一類型です。

PPPの中には、PFIの他、指定管理者制度、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。



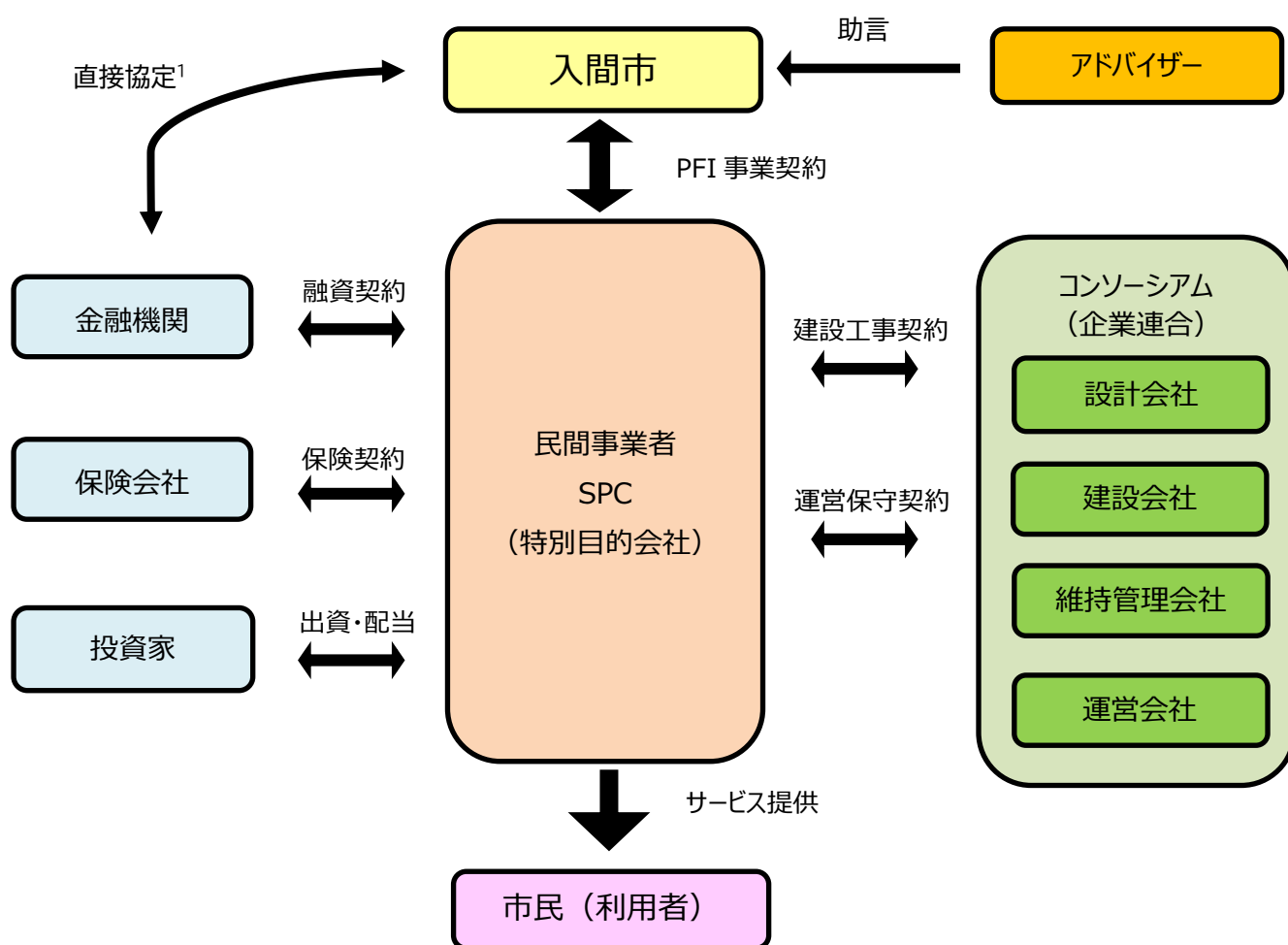
【PPP手法導入により期待される効果】

- ①事業コストの削減
- ②質の高いサービスの提供
- ③収入の増加
- ④地域の活性化

5. PFI手法の枠組み

PFI事業は、事業の方針を定める市と実際に事業を実施する民間事業者が中心となり、それに加えて、融資を行う金融機関、リスクをカバーする保険会社などが参画して運営されるのが一般的です。PFI事業においては、これらの参加主体の間で様々な契約が締結されることにより、各々の役割とリスクが明確に分担され、事業が実施されていくことになります。

また、「独立主義」を確保する観点及び民間事業者が当該事業以外の事業を行って破綻するリスクの回避の観点から、基本的に事業に参加する民間事業者が出資して、PFI事業を実施するための「SPC（特別目的会社）」を設立します。



¹ 直接協定：選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合またはそのおそれがある場合などに、地方公共団体による PFI 事業契約の解約権行使を融資金融機関が一定期間留保することや、融資金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決めなど、事業に対する一定の介入を可能とするために、地方公共団体と融資金融機関との間で直接結ばれる協定。

6. PFI手法の主な特徴

(1) 包括発注

従来型手法では分離・分割（業務ごと）の単年度での委託を原則とするのに対して、PFI手法では複数の業務を包含した複数年度での委託とするのが一般的です。多くの事業において、設計、建設、維持管理、運営を包括して複数年度（10年～30年程度）で発注しています。

(2) 性能発注

PFI手法では、通常「性能発注」という考え方を用います。性能発注とは、発注者が業務の具体的な仕様・条件を細かく規定して発注する仕様発注ではなく、性能に着目して民間事業者が果たすべき義務（これは「業務要求水準」と呼ばれています。）を規定して発注するものです。従って、発注者は業務の具体的な仕様・条件を細かく規定していません。下記表のとおり、性能発注は、発注者が性能を達成する方法を指定しないため、民間事業者の裁量が大きくなります。事業実施に当たっては、業務要求水準に定められた条件を満たすことを前提に、民間事業者が提案した方法が採用されるため、従来型手法に比べて民間事業者の創意工夫の余地が大きい発注方法といえます。

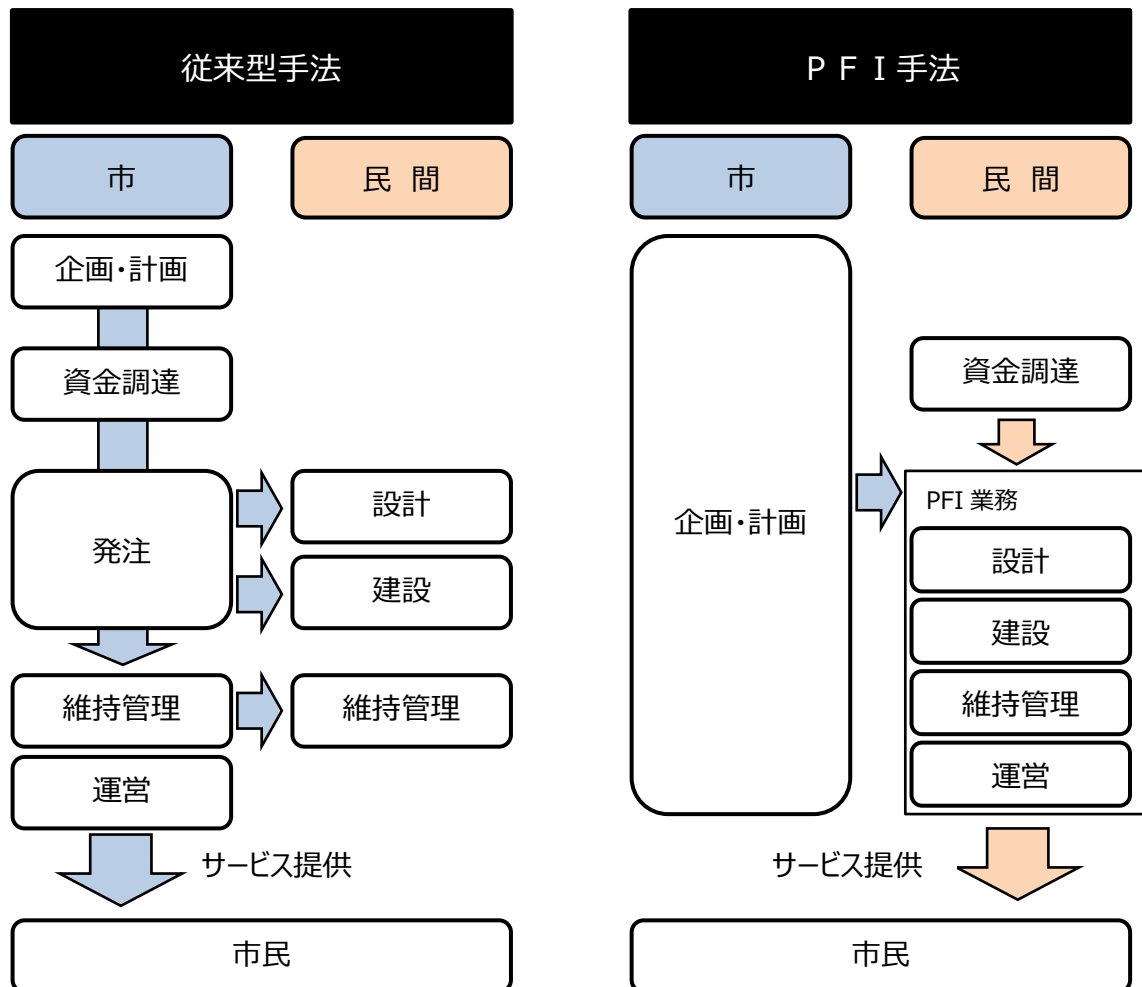
【仕様発注と性能発注の考え方（例）】

設備・業務	仕様発注	性能発注
照明設備	どのような照明器具を設置するかを規定	部屋の明るさを数値で規定
プラント	プラントの種類・仕様を規定	運営時に要求される性能(処理能力など)を規定
図書館運営業務	(一定の設備を前提に)民間事業者の事務内容を規定	どのような図書管理システムを採用するかも含めて民間提案を可能として、運営業務を包括的に委託することを規定

【手法比較表】

比較表項目	従来型手法	PFI手法
実施方法	設計、建設、維持管理、運営を市が個別に実施	設計、建設、維持管理、運営を民間事業者が一体的に実施
発注方法	仕様発注	性能発注
事業者の選定方法	一般競争入札が原則	総合評価一般競争入札 公募型プロポーザル方式
リスクの分担	基本的に市がリスクを負担	市と民間事業者の双方でリスクを負担、厳密な事業契約で規定
資金調達の方法	地方債、補助金など、市が資金を調達	民間事業者がプロジェクト・ファイナンス等により資金を調達 なお、公的補助を併用する場合もある
契約の方法	請負契約	事業契約

【従来型手法とPFI手法の場合のフロー比較】



7. PFI事業の形態と方式

(1) 従来型手法との比較

① VFM(Value For Money:バリュー・フォー・マネー)

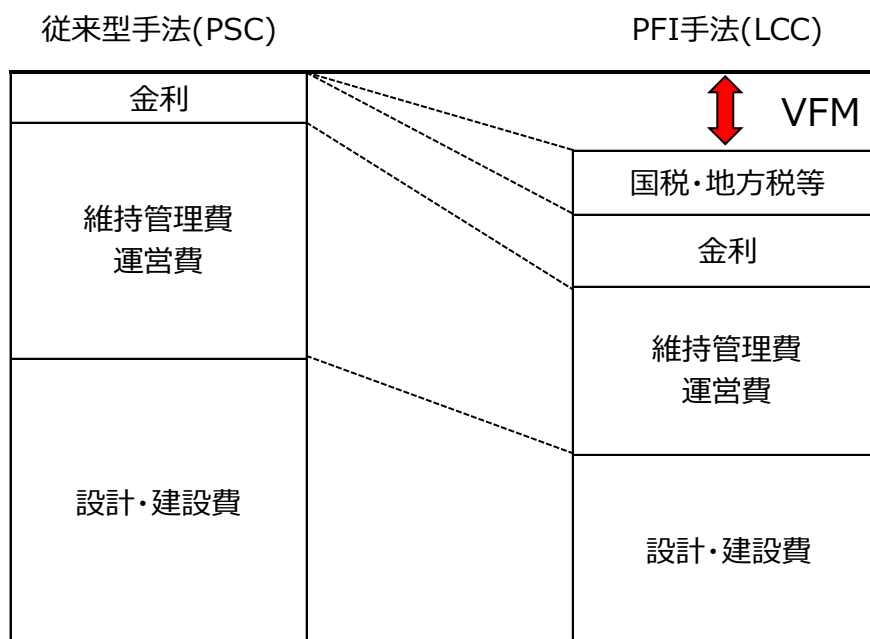
VFMとは、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のことです。従来手法と比べてPFI手法の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。

事業をPFIで行うか否かの検討に当たっては、従来型の事業手法による場合と比較してVFMが発生するかどうか判断基準となります。

VFMは、従来型手法による行政コストの推計値（PSC：Public Sector Comparator²）とPFIを用いた場合の行政コストの推計値とを比較することで求められます。

比較する際には、PFIが事業期間全体にわたってのコスト削減を目指していることから、事業期間全体のコストの総計（LCC：Life Cycle Cost³）を用います。なお、PSCとPFIのLCCを比較する際には、これを現在価値に換算して行うこととしています。

また、PSCがPFIのLCCとほぼ同水準となる事業においても、PFIとすることによりサービス水準の向上が認められる場合には、VFMがあると評価します。



² パブリックセクターコンパラター：公共が自ら実施する場合に、事業期間全体を通して、いくらの財政負担になるかを現在の価値に計算してあらわしたもの

³ ライフサイクルコスト：ひとつのプロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの全体にわたり必要なコストのこと

② リスクの明確化と分担

PFI事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できません。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクとといいます。

従来型手法では、リスクは基本的に行政が負担していたのに対し、PFI事業においては、将来発生することが予見できるリスクをできる限り具体的に明確化し、誰がそのリスクにより生じる費用と責任を持つかを契約締結時にあらかじめ定めることとなります。

このリスク分担については、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方になります。

リスクは、その分野に精通し、かつ、その分野を最も得意とする者において管理することが最も効率的であり、その結果として、事業コストが最小化されます。

リスク分担の検討に当たっては、いずれか一方に過度のリスクが偏ることのないように留意しなければなりません。

なお、実際の検討に当たっては、事業の特性を踏まえ、想定される事例をできる限り考慮して、個々に詰めていくことが必要です。

【主なリスクや分担の例】

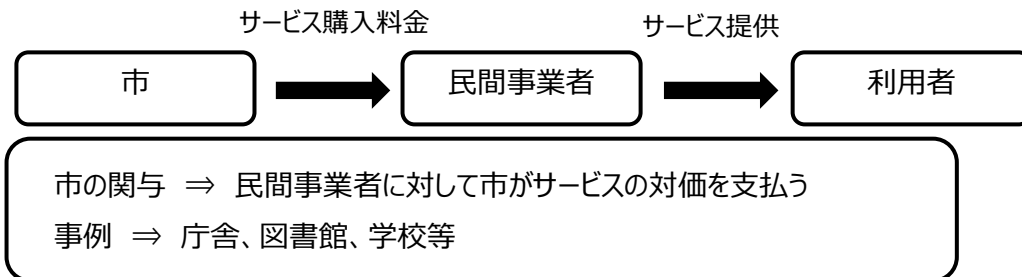
段階	リスクの種類	リスクの原因		リスク分担		コメント（対応方法等）
				行政	民間	
各段階共通	制度・法令リスク	関係法令、許認可、税制の変更等	予め変更が予想できる場合		○	
			その他	○		
	経済リスク	インフレ、デフレ、為替変動等			○	民間は、変動を見込む事業計画により対応する。
	金利リスク	金利変動等			○	民間は、変動を見込む事業計画や金融技術により対応する。
	パートナーリスク	出資者、事業のパートナーの経験・能力不足等			○	民間は、より良い出資者、パートナーの選定で対応する。
	債務不履行リスク	事業の破綻、打ち切り等	行政側の事由	○		発現時には、行政は、民間に損失を補償する必要あり。
			民間側の事由		○	発現時には、行政、融資金融機関等による事業継承など事業継続の努力が必要。
	不可抗力リスク	災害・戦争等		○		民間の保険で対応できる部分は、民間で負担する。
				○		
住民合意リスク	住民との協議の不調、反対運動の発生等		○		行政は、住民との合意形成を行う責任があり、対応も一元的に引き受ける。ただし民間に責任がある場合は、民間の負担。	
				○		
資金調達リスク	出資者、融資金融機関からの資金調達の不調			○	民間は、実現性の高い事業計画の策定で資金調達を確実にすることにより対応する。	
計画・設計段階	測量・調査リスク	測量・調査ミス等	行政側の事由	○		より正確な資料の整備、測量・調査、設計の実施で対応する。
			民間側の事由		○	
	設計リスク	設計ミス等	行政側の事由	○		
			民間側の事由		○	
建設段階	予算超過リスク 工事遅延リスク 未完工リスク	建築技術の不足、資材・人手の調達の不調、建設中の仕様の変更	行政側の事由	○		行政は、要求する性能について事前の確定、建設に対する障害の排除で対応する。
			民間側の事由		○	民間は、より高い経営能力、技術力を事業に注ぐことで対応する。
管理・運営段階	需要リスク	当初見込まれたサービスの需要の減少		○		民間は、より高い経営能力、技術力を事業に注ぐことで対応する。ただし、サービスの見込みや需要に行政が関係する場合は、最低保障等を行政が行うこともある。
	原料供給リスク	管理・運営に必要な原料・資材等の不足、価格上昇			○	民間は、より高い経営能力、技術力を事業に注ぐことで対応する。
	性能リスク	設備の能力不足、人員の技術不足、人員の不足等			○	民間は、より高い経営能力、技術力を事業に注ぐことで対応する。

(2) 形態

PFI事業は、公共の関与の程度や事業収益の取扱方法により、次の3つの事業形態に大別されます。

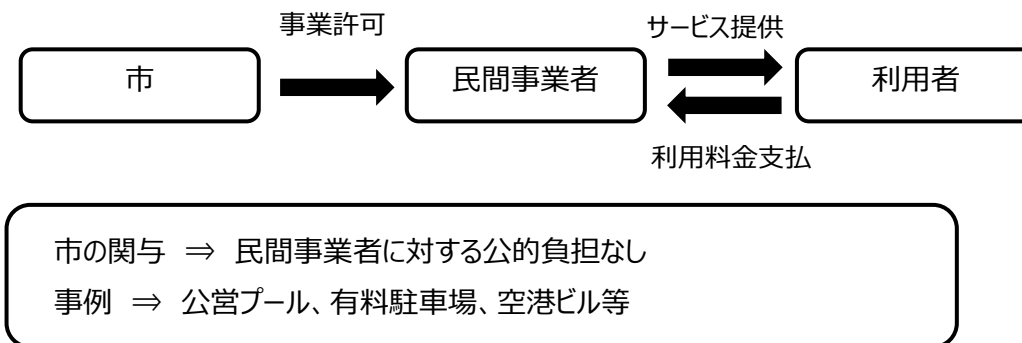
① サービス購入型

サービス購入型とは、民間事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、市はそのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型のことです。



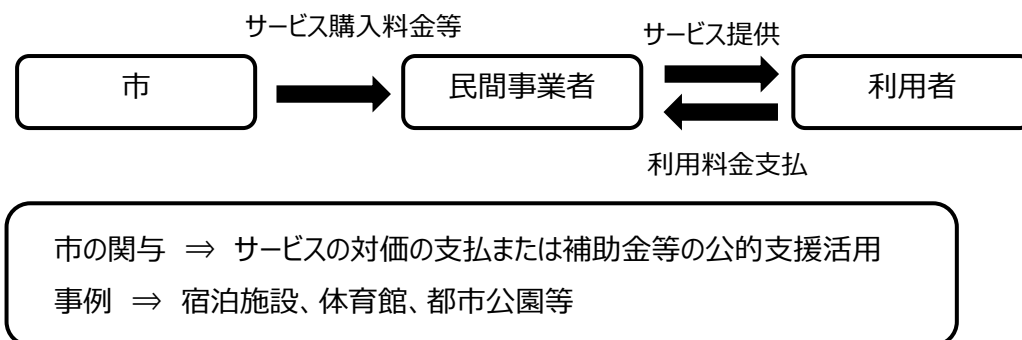
② 独立採算型

独立採算型とは、民間事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの利用料金⁴収入のみで資金を回収する事業類型のことです。



③ 混合型（ジョイントベンチャー型）

混合型とは、民間事業者が、市からのサービス購入料と利用者からの利用料金の支払いの双方により事業コストを全額回収する事業類型のことです。

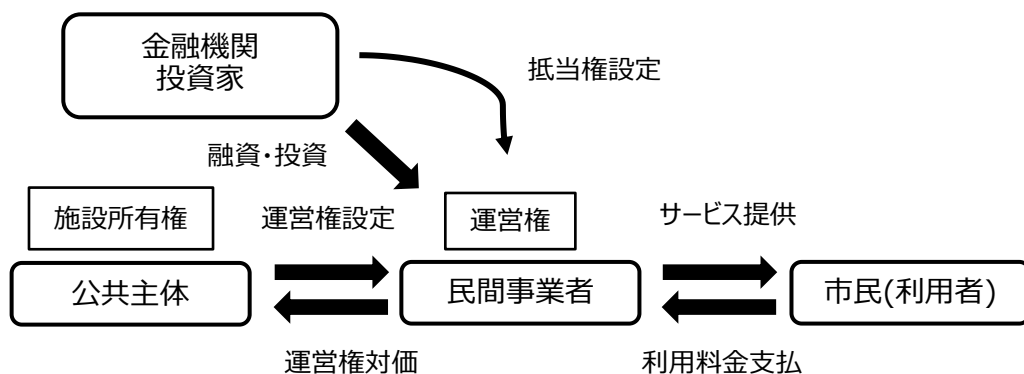


⁴利用料金：PFI法第2条第6項に規定する利用料金

【参考】公共施設等運営権（コンセッション）について

公共施設等運営権は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式です。平成23年のPFI法改正により新たに導入されました。

利用料金の決定等を含め、民間事業者による安定的で自由度の高い事業運営を可能とすることで、民間事業者の創意工夫が生かされ公共施設等の価値向上・利用促進が図られることにより、公共施設等の管理者等、民間事業者、利用者の三者にとって有益なものとなることが期待されるとともに、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とすることで、抵当権の設定、減価償却等による資金調達の円滑化等が図られることが期待されます。



【市のメリット】

- ・ 運営権設定に伴う対価の取得
- ・ 民間事業者の技術力や投資ノウハウを活かした老朽化・耐震化対策の促進
- ・ 技術職員の高齢化や現象に対応した技術承継の円滑化
- ・ 施設所有権を有しつつ運営リスクの一部移転

(3) 方式

PFI事業は、公共施設等の設計、建設から維持管理、運営等に至るまでの全部または一部を民間事業者に委ねることから、公共施設等の建設や所有形態について検討する必要があります。

一般的には、事業スキームにより、次のように分類されますが、通常、BTO方式、BOT方式が多く用いられています。

① BTO (Build Transfer Operate : 建設－譲渡－運営)

民間事業者が自ら資金を調達した上で、施設等を建設 (Build) し、施設完成直後に施設の所有権を市へ移転 (Transfer) させた後に、事業契約期間にわたって、維持管理、運営 (Operate) を行い、建設資金等を回収する方式

② BOT (Build Operate Transfer : 建設－運営－譲渡)

民間事業者が自ら資金を調達した上で、施設等を建設 (Build) し、事業契約期間にわたって維持管理、運営 (Operate) を行い、建設資金等を回収した後に、市へ施設の所有権を移転 (Transfer) する方式

③ BOO (Build Own Operate : 建設－所有－運営)

民間事業者が自ら資金を調達し、施設等を建設 (Build) し、事業契約期間にわたって維持管理、運営 (Operate) を行い、建設資金等を回収するが、施設の所有権について市に移転しない (Own) 方式

④ BLT (Build Lease Transfer : 建設－賃貸－譲渡)

民間事業者が自ら資金を調達し、施設等を建設 (Build) し、市に当該施設をリース (Lease) することで、リース代金を得るとともに、一定期間、維持管理、運営を行い、建設資金等を回収した後に市に施設の所有権を移転 (Transfer) する方式

⑤ BT (Build Transfer : 建設－譲渡)

施設の設計、建設 (Build) のみをPFI事業として契約し、完成後一括払いで市側が買い取る (Transfer) 方式。維持管理・運営については、市自ら、または、指定管理者等により行う。

⑥ RO (Rehabilitate Operate : 改修－運営)

既存の施設の所有権を市側が有したまま、民間事業者が施設を改修 (Rehabilitate) した後に、その施設を管理・運営 (Operate) を行う方式。所有権の移転はなく、市が所有者となる。

(4) 指定管理者制度との関係

① 基本的事項

PFI手法により公の施設を整備（改修含む。）する場合には、整備後の施設の管理運営を包括的に行わせることが多く、その場合には、併せて、指定管理者制度導入の検討を行います。

この場合、PFI事業者は、指定管理者の指定を受けることにより、「利用料金の収受や設定」及び「施設の使用許可」を行うことが可能となり、より効率的な施設運営の担い手となります。

なお、指定管理者制度を導入する場合には、PFI法上の契約と指定管理者制度とは、別々の制度であるため、一方の手続きが他方の手続きを兼ねるということはありません。

② PFI手法と指定管理者制度の主な相違点

PFI手法と指定管理者制度は公の施設の管理業務について、「事実上の行為」や「定型的行為」、「ソフト面の企画実施」についてはどちらの手法であっても実施可能ですが、下表の業務について相違があります。

公の施設の管理業務	通常の PFI (PFI 法)	公共施設等運営権 (PFI 法)	指定管理者制度 (地方自治法)
利用料金の収受	×	○	○
利用料金の設定	×	○	○
施設の使用許可	×	×	○

③ 選定及び議決事項について

指定候補者の選定に当たっては、公募を行わず、PFI事業者に対して、申請書の提出を求めることとなります。

このため、PFI事業者選定を行う際の審査項目へ、「入間市指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に定める選定基準等を含める必要があります。

指定管理者制度における指定管理者候補選定委員会を開催する必要はありません。

なお、PFI事業者を指定管理者として指定する場合は、PFIの事業契約の締結に加え、公の施設ごとの条例により、指定管理者が行う業務範囲を定めた上で、指定管理者の指定についての議決が、別途必要となります。

8. 類似手法

① DBO (Design Build Operate : 設計－建設－運営)

民間事業者に設計 (Design) 、建設 (Build) 、運営 (Operate) を一括して委ねる手法です。運営を念頭においた効率的な設計が可能となるなど、事業期間におけるコストを考慮した事業計画が立てられることから、コスト縮減、工期短縮等が図られます。また、施設整備に伴う資金調達は委託者である市が行うことから、国庫補助金の活用や起債措置が可能で、市中金利と比較して金利の低い起債を利用できるため、民間事業者の負担が少なくなるというメリットがあります。

その反面、市による資金調達が図られるため、負担を負わない民間事業者が容易に事業から撤退する可能性があります。

② DB (Design Build : 設計－建設)

民間事業者に設計 (Design) 、建設 (Build) を一括して委ねる手法です。民間事業者が有する新技術などを活用することでコスト縮減、工期短縮が図られます。設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の導入が促進されます。

これらのメリットはPFI事業と概ね同じですが、DBO方式と同様に、施設の所有、資金の調達については従来型手法と同様に市が行う方式です。また、維持管理・運営を含む事業では全体最適を目指した効率化が働きにくいというデメリットがあります。

③ ESCO (Energy Service Company) 事業

ESCO事業とは、Energy Service Companyの略で、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する手法です。

ESCO事業の経費は、その顧客の省エネルギーによるメリットの一部から受け取ることも特徴です。(ESCO事業は、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業であり、ESCO事業者は省エネルギー診断・設計・施工・運転・維持管理・資金調達などにかかる全てのサービス提供を行います。) また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態 (パフォーマンス契約) をとることにより、市の利益の最大化を図るという特徴もあります。

なお、「埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO事業」など、PFI事業によりESCO事業を行っている事例もあります。

【事業方式別の業務主体と所有権】

業務等 事業方式	資金調達 (建設費等)	業務の実施主体		施設の所有権		
		設計・建設	維持管理 ・運営	建設時	運営時	事業終了後
公設公営	公共	公共	公共	公共	公共	公共
BTO	民間	民間	民間	民間	公共	公共
BOT	民間	民間	民間	民間	民間	公共
BOO	民間	民間	民間	民間	民間	民間
BLT	民間	民間	民間/公共	民間	民間	民間/公共
BT	民間	民間	公共	公共	公共	公共
RO	民間	民間	民間	公共	公共	公共
DBO	公共	民間	民間	公共	公共	公共
コンセッション	民間 (運営費)	—	民間	公共	公共	公共
指定管理	公共一部 民間	—	民間	公共	公共	公共

第2章 PFI導入の基本方針

1. 基本姿勢

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等において、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、市民へのサービスの向上と効率的な行財政運営の実現が期待できる事業について、積極的にPFIを導入します。

2. 導入検討の視点

導入は、事業の規模や事業の特性、市の計画との整合を踏まえて進めます。

(1) 適当な事業規模があり、民間の創意工夫の余地が大きいもの

PFIの導入では、アドバイザーの委託料などが必要となることや民間事業者の参入意欲や金融機関の投資意欲等の面から、一定のVFMを確保するために、ある程度の事業規模が必要です。また、事業の性質内容等から見て、民間の創意工夫の活用余地が大きく、様々な業種・規模の民間事業者の参入が期待できることが必要です。なお、PFIを導入する効果が認められるかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うのではなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行います。

※入間市では、次のいずれかに該当する事業規模を対象とします。

- 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造または改修を含むものに限る。）
- 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

なお、上記の基準に該当しない事業であっても、必要に応じて導入を検討します。

(2) 施設の整備から運営まで一括して取り扱うなどによるコスト縮減効果の高いもの

① 一括発注が可能か

設計、建設、維持管理、運営のうち、どの部分を一括して発注することが可能なのかを確認します。

② 性能発注が適しているか

性能発注によりコスト縮減につながるため性能発注の適正について確認します。

③ 技術ノウハウ活用の余地は大きいか

民間独自の技術ノウハウ活用の余地について確認します。

④ 民間の競争原理が働くか

複数の民間事業者が参入することが見込まれ、競争原理が働くことにより、コスト削減につながる要素があるかを確認します。

⑤ 補助金制度があるか

事業主体が民間事業者であるPFIでは、従来、受けていた補助金交付の対象外となってしまうケースもあります。そのため、PFIの導入により補助金が交付されなくなるなど、コスト上の不利が生じないことが必要です。

(3) 事業の特性

- 民間事業者が保有する資金、経営能力及び技術的能力に基づき創意工夫を発揮することにより、経費の削減や市民サービスの向上が期待できる事業
- 長期にわたり安定的な需要があり、事業継続の見込みがある事業
- 市の行政改革や資産経営の取組みを進める事業

(4) 計画との整合

実施計画等への位置付けなど、市の施策に合致しており事業に具体性があるもの

3. 対象施設

PFI法第2条第1項に、対象となる以下の施設が定められています。

1	公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
2	公用施設	庁舎、宿舍等
3	公益的施設	賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
4	その他施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設、船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星等

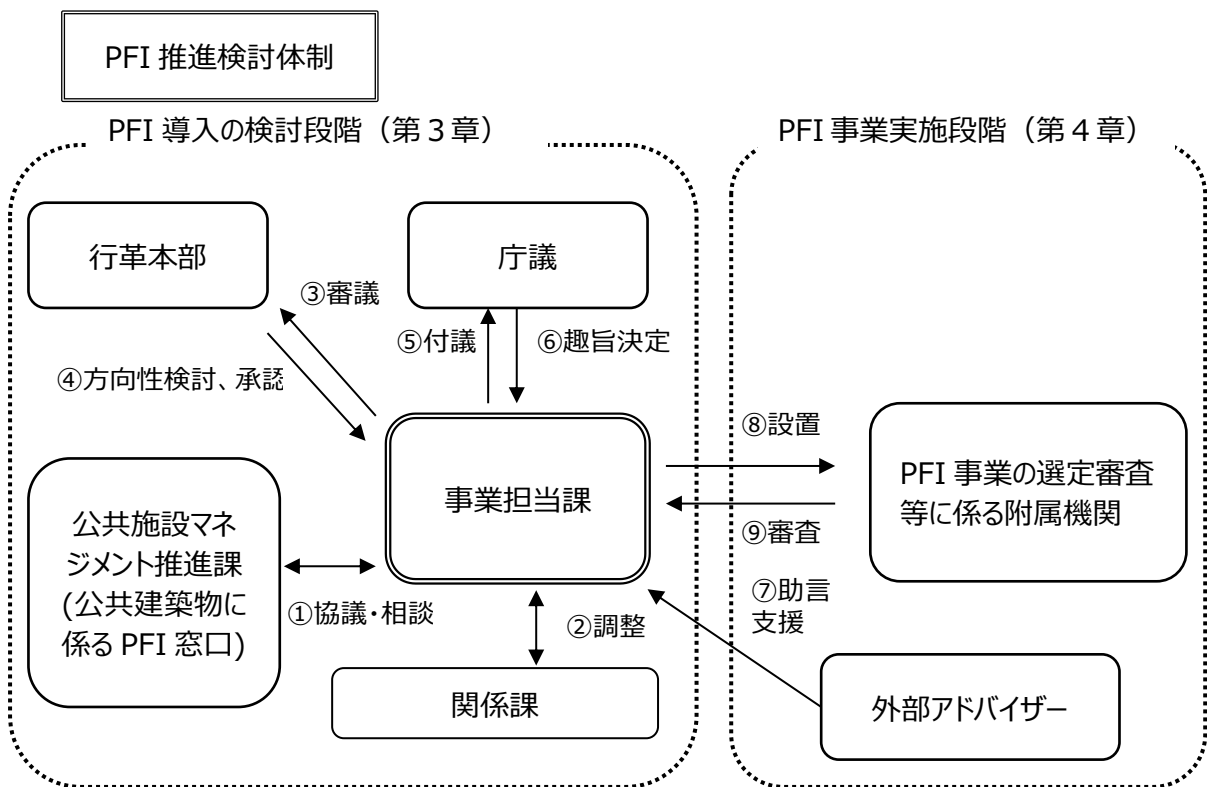
4. 推進体制

PFIは、公共施設を整備し、運営するための一つの手法であることから、導入検討やその後の手続においては事業を所管する課（以下「事業担当課」という。）において進めることとなります。

しかしながら、PFIは、法律、技術及び金融面で専門的な知識を必要とし、特に導入検討段階においては、技術面や制度面において課題が多くあるため、庁内関係課との連携・調整を図りながら、また専門的知識を有する外部アドバイザーを活用することにより、PFI事業を進めることとなります。

また、PFI制度の適正かつ円滑な運用を図るため、公共建築物に係るPFI窓口を公共施設マネジメント推進課とし、それ以外の事業については、事業担当課が主体となり関係課と調整しながら事業を進めます。

※想定される関係課：企画課、政策推進室、財政課、公共施設マネジメント推進課等



第3章 PFI導入の検討

この章では、入間市においてPFI手法の導入を検討する場合の手続について説明します。

1. 事業の提案

事業の提案には、「事業担当課提案」及び「民間事業者提案」があります。

(1) 事業担当課提案

事業担当課は、公共サービスとしての必要性や優先度等を勘案し、事業実施の検討を行います。この際に、施設整備を伴う事業については、基本構想や基本計画策定などの企画段階において、必ず、P16「第2章の2.PFI導入検討の視点」に照らして対象の条件に当てはまる場合は、PFIを含む官民連携手法を念頭におき、事業の実施についての検討を進めます。

(2) 民間事業者提案

民間事業者は、PFI法第6条に基づき、公共施設等の管理者等に対して、PFI事業の提案をすることができます。

民間事業者からの提案は事業担当課にて受け付けし、公共施設マネジメント推進課及び関係課と調整のうえ、市の事業計画との整合性、公共事業としての妥当性及び必要性を考慮し、P16「第2章の2.PFI導入検討の視点」に照らして検討していくこととなります。また、検討の結果は遅滞なく提案者に通知しなければなりません。

2. 簡易な検討

簡易な検討とは、専門的な外部アドバイザーに委託せずに、公共施設等の管理者自ら、候補とされたPFI手法の適否を検討する段階です。これにより、この段階で、明らかにPFI手法導入の見込みがない事業についてPFI手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することができます。

(1) 費用総額の比較による評価

事業担当課は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PFI手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、PFI手法の導入の適否を評価します。

- 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- 公共施設等の運営等の費用
- 民間事業者の適正な利益及び配当
- 調査に要する費用
- 資金調達に要する費用
- 利用料金収入

（２）その他の方法による簡易な検討

過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、PFI手法の導入の適否を評価することができるものとします。

- 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- 類似事例の調査を踏まえた評価

事業担当課はPFI手法の導入の適否の評価の後、「入間市行政改革推進本部会議（以下、「行革本部」という。）」に審議を依頼します。行革本部では、事業実施（継続）の必要性とPFI導入の適否について協議し、方向性を示します。

3. 詳細な検討

事業担当課は、行革本部の方向性の結果を踏まえ、詳細な検討を実施します。

詳細な検討において、専門的な外部アドバイザーを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PFI手法を導入した場合との間で、PFI手法の適否を評価するものとします。

（１）導入可能性調査

詳細な検討の代表的な方法は導入可能性調査です。

導入可能性調査は、対象とする事業をPFI事業として実施した場合、サービス水準の向上の見込みがあるか、民間の参入意欲がどの程度か、VFMシミュレーションの検証等から総合的に評価し、PFIの導入の可能性を判断するものです。

事業担当課は、調査委託までに事業内容を整理しておくとともに予算措置を行います。

～導入可能性調査の主な業務内容（例）～

- ① PFI 事業成立の諸条件の整理
- ② 事業範囲、事業方式、事業期間等の検討
- ③ VFM の検討・評価、財務シミュレーション
- ④ リスク分担の検討
- ⑤ 法制度、税財政、各種助成制度等の課題検討
- ⑥ 総合評価、調査報告書作成 など

（２）PFI導入可否の決定

調査終了後、調査結果をもとにPFI導入の検討を行った後、行革本部において、導入すべきかどうかの意見を付し、検討結果を事業担当課に回答します。

事業担当課は、この回答を受けて、「庁議」に付議し、事業における PFI 導入の可否について方針を決定するとともに、その内容を公表します。

第4章 PFI導入

この章では、第3章においてPFI手法の採用が決定した事業を行う場合の手続について説明します。

1. 事業の検討・実施方針の策定

(1) 実施方針策定の見通しの公表

実施方針については、PFI法第15条の規定及び同法施行規則に基づき、公表の見通しが立った段階で遅滞なく、実施方針に係る策定の見通しに関する事項（特定事業の名称、期間、概要・公共施設等の立地・実施方針を策定する時期）を公表しなければなりません。

(2) 外部アドバイザーの選定

事業担当課は、導入可能性調査等の結果を受けて、PFIを導入しようとする場合、公共施設マネジメント推進課及び関係課と調整の上、PFI実務におけるアドバイザーを選定し、委託して作業を進めます。このため、事前にアドバイザーの委託に必要な予算の措置を行います。

作業の継続性、円滑なPFI導入が重要であることから、導入可能性調査時に選定したアドバイザーに対して継続して委託することが一般的ですが、特に必要な場合は、アドバイザーを公募し直すことも可能です。

PFIのアドバイザーには、主に金融、法務、技術等の専門知識を要しますが、通常はそれぞれの専門分野のアドバイザーを統括するトータルアドバイザーと契約します。一般的には、トータルアドバイザーは、金融、法務、技術等の専門家のうち、いずれかを兼ねる場合が多くなります。

*外部アドバイザー選定のポイント

- 民間事業者の選定は、PFI事業に大きく影響してくるものであることから、この民間事業者選定業務に関わる外部アドバイザーの選定に当たっては、慎重に検討を行うこととなります。
- 市側の外部アドバイザーとなるものは、直接利害関係が生じるため、PFI事業を行う民間事業者側のアドバイザーになることができません。

～外部アドバイザーに委託する業務内容例～

項 目	業 務 内 容
(1)PFI事業の選定審査等に係る附属機関の運営	①PFI事業の選定審査等に係る附属機関の委員選定の支援 ②PFI事業の選定審査等に係る附属機関の会議資料の作成 ③応募者提案概要書の作成 ④PFI事業の選定審査等に係る附属機関の運営支援 ⑤その他必要な支援
(2)実施方針の策定・公表に係る業務	①実施方針（案）及び要求水準書（案）の策定 ②実施方針への質疑応答への支援
(3)特定事業の選定・公表に係る業務	①概算施設整備費の精査 ②VFMの精査 ③予定価格の設定 ④特定事業の選定（案）の策定
(4)事業者の募集・選定に係る業務	①入札説明書または事業者募集要項（案）の策定 ②事業者選定基準（案）の策定 ③応募者提案様式（案）の策定 ④参加資格審査の支援 ⑤応募者等よりの質疑への対応、回答書策定 ⑥その他必要な書類の作成
(5)契約書の作成と締結交渉に係る業務	①契約書（条件規定書）（案）の策定 ②契約等の締結に係る支援（質疑への対応等） ③その他必要な支援
(6)事業開始後のモニタリングの検討	①モニタリングの仕組の検討 ②モニタリング基本計画書（案）の検討
(7)その他必要な業務	

（３）PFI事業の選定審査等に係る附属機関（以下「審査委員会」という。）の設置

事業担当課は、外部アドバイザー選定後、審査委員会を設置します（設置条例の参考例は巻末資料のとおり）。審査委員会は、事業担当課が実施するPFI事業の実施方針や特定事業の選定、民間事業者の選定などを行います。専門性や客観性、公正性、透明性等を確保することから、委員は、市職員のほか、知識経験者（PFI、法律、ファイナンス、建築等）で構成することとなります。委員の選定は外部アドバイザーと調整を行い、事業担当課において行います。

(4) 実施方針の策定

事業担当課は、PFI法第5条の規定により実施方針を策定します。

手続としては、外部アドバイザーを活用するとともに、審査委員会に確認しながら実施方針を策定することとします。

なお、公共施設等運営権を設定する特定事業を実施しようとする場合については、PFI法第18条の規定に基づき、民間事業者の選定手続き、業務範囲、利用料金に関する事項等を条例で定める必要があり、この条例の定めるところにより実施方針を策定することとなります。

～実施方針の記載内容（PFI法第5条）～

項目	記載内容例
(1)特定事業の選定に関する事項	①特定事業に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 事業名 対象となる公共施設等の種類 (名称、事業の場所、施設の位置付け等) 公共施設等の管理者等 事業の目的及び内容 民間事業者が行う業務範囲 事業方式 事業期間、事業スケジュール及び事業終了時の措置 ・関係法令等の遵守等 ②特定事業の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・選定方法等
(2)民間事業者の募集及び選定に関する事項	①基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・募集方法や選定手順に関する事項等 ②応募手続 <ul style="list-style-type: none"> ・募集スケジュール、参加資格要件、提出書類、審査及び選定の考え方等
(3)民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	①民間事業者の責任の明確化等に関する基本的考え方 ②予想されるリスクと責任分担 ③実施状況の確認及び監視 <ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設、維持管理、運営における確認方法及びモニタリングの方法等

項目	記載内容例
(4)公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	①立地条件 ・建設地、敷地面積、用途地域等 ②土地の取得 ③設計要件 ・建物計画等
(5)事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く)を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	①両者の誠意ある協議 ②紛争手続
(6)事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	①当事者間の措置 ②金融機関との協議
(7)法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	①国、県、公的金融機関等の補助及び支援制度
(8)その他特定事業の実施に関し必要な事項	①質問事項受付窓口 ②情報開示方針 ③その他

(5) 実施方針の公表

事業担当課は、実施方針を策定したときは、PFI法第5条第3項の規定により、遅滞なく公表するよう努めるものとします。

公表する場合は、公平性、透明性を確保し、入間市公告式条例に準じて告示するとともに、ホームページ等の活用、説明会の開催などにより、広く一般に公表するよう心掛けます。

また、要求水準書については、市が民間事業者に求める事業内容を規定するものとなるため、民間事業者がPFI事業に参加するか否かを判断する上で、重要な情報となります。したがって、民間事業者が十分な検討期間をとれるよう、要求水準書（案）についても、実施方針公表の段階等、できるだけ早い段階で案として公表することが望まれます。

① 公表の目的

実施方針の公表の目的は以下のとおりとなります。

- PFI導入について市の方向性を表明

当該公共施設整備事業に対し、PFI手法を導入する旨の市の方向性を表明します。

- 市民・民間事業者への情報公開

市民の意見を求めるとともに、民間事業者側の事前検討の充実を図るため、事業概要、リスク分担（案）を提示します。

- 民間事業者からの意見聴取

民間事業者からの意見を聴取し、事業条件の見直しにつなげ、民間事業者の参入意欲を高める事業スキームを構築します。

② 説明会の開催

事業担当課は、必要がある場合、関係者に対してPFI事業の概要や意見の受付方法等に関する説明会を行います。

③ 実施方針に関する質問や意見の受付

事業担当課は、実施方針に対する市民や民間事業者の質問等を受け付けます。PFI事業において、民間事業者の創意工夫を発揮してもらうためには、民間事業者の意見を反映して事業を進めることが重要です。そのため、実施方針等公表後、事業担当課は、質問及び意見を民間事業者から受け付けます。

質問の受付については、民間事業者の検討期間がとれるよう公表後一定期間をとってから行い、回答は質問とあわせて公表します。ただし、庁内での検討がさらに必要であるため、この段階で回答が難しい内容については、最終的な条件提示時点で回答することも可能です。

意見の受付については、意見交換会など対話の方法をとることも可能です。受け付けた意見は、必要に応じてこの後に行う特定事業の選定や民間事業者の募集に反映します。

2. 特定事業の選定

(1) 特定事業の選定

公表された実施方針に対して寄せられた質問及び意見を踏まえて、事業担当課は、外部アドバイザーや関係課と協力し、PFI法第7条に基づきPFI事業として実施することが適切であると認める事業を特定事業として選定します。

手続としては、外部アドバイザーを活用するとともに、審査委員会の審議結果を踏まえ特定事業の選定を行うこととします。

なお、選定された特定事業を「選定事業」といいます（PFI法第2条第4項）。

(2) 特定事業の公表

特定事業の選定を行うに当たっては、PFI法第11条第1項の規定に基づき客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければなりません。

事業担当課は、公平性、透明性を確保し、入間市公告式条例に準じて告示するとともに、ホームページ等の活用により、広く一般に公表するよう心掛けます。

(3) 債務負担行為の設定

PFI事業で締結される契約は、複数年度にわたる契約となるため、将来にわたる支払額に関して地方自治法第214条に規定する債務負担行為の設定を行う必要となり、議会の議決を得る必要があります。

事業担当課は、総合評価一般競争入札方式の場合は特定事業を選定後、民間事業者の募集に入る前に、公募型プロポーザル方式の場合は遅くとも仮契約締結前までに債務負担行為の設定を行うための手続を行うこととなります。

なお、市からの支払いが全くない独立採算型事業の場合は、債務負担行為設定の必要はありません。

3. 事業者の募集・選定

(1) 民間事業者の募集

事業担当課は、募集に関する次の書類を外部アドバイザーと連携して作成し、審査委員会に諮ります。

- 募集要項（案）
- 事業者選定基準（案）
- 契約書（条件規定書）（案）
- その他必要な書類

事業担当課は、審査委員会が定めた募集に関する書類（以下「公募書類」という。）により、民間事業者選定の手続を行います。

(2) 民間事業者の技術提案

事業担当課は、PFI法第10条第1項の規定により、民間事業者の選定に先立って、募集に応じようとする者に対して、特定事業に関する技術または工夫についての提案（以下「技術提案」という。）を求めるよう努めなければなりません。

民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意するとともに、所要の提案準備期間の確保に配慮する必要があります。

民間事業者からの技術提案については、事業者選定の評価等において、次の点に留意しなければなりません。

- 技術提案の一部を改善することで優れた提案になる場合や一部の不備を解決できる場合には、提案者に改善を求め、または改善を提案する機会を与えること
- 高度な技術または優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を定めるよう努めること

(3) 事業者の選定

事業担当課は、(1)で作成した公募書類を公表し、説明会を行い、民間事業者を募集します。

募集方式は、総合評価一般競争入札または公募型プロポーザル方式のいずれかとし、PFI事業を実施する民間事業者の選定を行います。

総合評価一般競争入札方式と公募型プロポーザル方式の違い

方式	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要	予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定する方式。	公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って優先交渉権者を選定した後、契約を締結する方式。補欠事業者（次点者）等の設定も可。入札と比較して自由度が高い。
公募時の条件	事業者選定後には、基本的に契約内容の変更はできない。	契約内容、価格等の詳細は、優先交渉権者との交渉により決定される。変更の余地あり（金額も含む）。
交渉不調	再入札が必要となる。ただし、会計法令に従い随意契約できる場合もある。	優先交渉権者との交渉が決裂した場合、当初の取り決めに従い、次点者と交渉が可能となる。
適した分野	サービスの内容や水準が長期的に安定している事業	サービスの内容や水準について募集時点で変更の可能性が高い事業

（４）選定事業者の公表

PFI事業を実施する民間事業者の選定を行ったときは、PFI法第11条の規定に基づき、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければなりません。

公表する場合は、公平性、透明性を確保し、入間市公告式条例に準じて告示するとともに、ホームページ等の活用により、広く一般に公表するよう心掛けます。

4. 事業契約等の締結

(1) 基本協定の締結

基本協定は、特定の応募者が落札者として決定されたことを確認し、市及び落札者が事業契約締結に向けて、双方が負う義務について必要な事項を定めるもので、落札者の決定後、遅滞なく基本協定を締結します。

(2) 契約交渉

契約交渉を行う際には、事前に交渉体制、交渉内容、交渉が不調に終わったときの対応などを明確にした上で行う必要があります。またPFI事業の提案は、多岐にわたるため、その交渉についても専門性が必要とされます。

したがって、契約交渉については、法務等を担当する外部アドバイザーと連携を取りながら行うこととします。

●総合評価一般競争入札方式の場合

総合評価一般競争入札方式の場合は、公募時に契約書案を提示することになり、その提示された契約書案に基づき民間事業者が提案を行っていることから、契約内容の変更はできません。しかし、落札者決定後の契約書案、入札説明書等の内容の変更は一切許容されないものではなく、競争性の確保に反しない場合に限り、変更することも可能です。また、書面による契約条件の提示のみでは、市と民間事業者の間に誤解を生じるおそれがあるため、民間事業者と確認を行い、契約内容について明確化を図ります。

●公募型プロポーザル方式の場合

公募型プロポーザル方式の場合は、事業契約に提案の内容を盛り込んでいく過程で交渉を行います。ただし、他の民間事業者との公平性、客観性の観点から条件規定書に定めた基本的な事項についての変更は認められません。

なお、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次位交渉権者と交渉を行います。

(3) 契約締結

契約については、債務の詳細及び履行方法、リスク分担、事業終了時の取扱い等について具体的に、かつ、明確に規定します。(P32「～契約書(案)作成にあたっての留意事項～」を参照してください。)

PFI法第12条の規定に基づき、PFI事業に係る契約において、維持管理、運営を除く金額が

1億5千万円以上（PFI法施行令第3条により規定）のものについては、議会の議決が必要です。

なお、公共施設等運営権を設定しようとするときも、PFI法第19条第4項の規定に基づき、あらかじめ、議会の議決を経なければなりません。また、PFI法第22条第1項に規定されている事項をその内容に含む契約を締結しなければなりません。

議会の議決が必要となる一定規模以上のPFI事業の場合には、民間事業者を選定してから議会の議決までの間に選定事業者と仮契約を締結します。

この仮契約は、本契約における契約内容のほか、議会の議決を経た場合は本契約を締結する旨、本契約締結までに事業実施不能となった場合における措置等についても規定します。

（４）事業契約等の公開

事業契約を締結したときは、PFI法第15条第3項及び第22条第2項に規定するもののほか、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き、遅滞なく事業契約等の内容を公表します。

～契約書（案）作成にあたっての留意事項～

① 協定等の当事者双方の負う債務の詳細及び履行方法等

- 民間事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、市が支払うべき金額と算定方法等
- 契約違反のあった場合の事業の修復、債務不履行の治癒、救済等に係る措置

② 民間事業者の履行を確保するための市の関与

- 市によるサービス水準の監視、民間事業者からの定期的な実施状況報告及び公認会計士等の監査を経た財務状況報告等
- 事業に重大な影響を与える恐れのある事態が発生した場合の民間事業者による市への報告、専門家などの第三者による調査の実施等
- その他安全性の確保、環境の保全に対する検査、実施状況の監視等事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な合理的措置

③ リスク分担

- 想定されるリスクをできる限り明確化した上で、当該リスクを最も管理できる者がリスクを負担する観点から、事業に係るリスクを官民で分担
- 合理的な手段で軽減または除去できるリスクとして措置を講じるものの範囲、内容等

④ 選定事業の終了時の取扱い

- 事業の終了時期、終了時における資産の取扱い等

⑤ 事業継続困難時の措置

- 事業継続が困難となる事由と当該事由が発生した（発生する恐れがある）場合の責に帰すべき事由の有無に応じた当事者の取るべき措置
- 事業破綻時における公共サービスの提供の確保に係る措置

⑥ 融資金融機関等との直接交渉に関する取決め

- 事業破綻時において事業及び資産の処理について、市と融資金融機関等が直接交渉することが適切であると判断される場合の、あらかじめ事業の形態に応じた適切な取決め

⑦ 契約の解除条件等

- 契約の解除条件となる事由の要件及び当該事由が発生した場合の当事者の取るべき措置

⑧ 契約の疑義等の解消手続等

- 契約の解釈に係る疑義、契約に規定のない事項について係争が生じた場合の措置及び手続等

※上記以外にも、PFI事業については、長期にわたる契約となることから、事業期間中に発生することが予想される事態への対応をなるべく明記しておく必要があります。

5. 選定事業の実施

PFI事業契約を締結後、民間事業者及び市は、次のように事業を進めます。

民間事業者

契約書に基づき、設計、建設、維持管理、運営を行います。

市

民間事業者が提供するサービスや施設の維持管理、運営状況が要求水準書に照らし適切であるかを判断するためモニタリングを行います。

事業期間中に、施設が利用できない、施設・設備の不具合が発生した、民間事業者の財務状況が悪化した等の事態が発生する可能性があります。モニタリングは、このような事態を未然に防ぎ、サービスの質を維持し、不具合が発生したときに適切な処置をとるために必要となります。

なお、モニタリングの実施に当たり、事業担当課は、必要に応じて関係課と調整することとします。

6. 事業の終了

契約書に定めた事業期間が満了した時に、事業は終了します。

(1) 事業終了時の手続

事業担当課は、契約書の内容に基づき、事業終了時の処理を行います。

事業終了前に終了後の施設の具体的な取扱いや維持管理、運營業務の継続等について十分検討し、民間事業者と協議しておく必要があります。

施設を譲り受ける場合は、事業担当課は、事業終了前に契約書に定められた施設の譲渡前検査を行います。

(2) 事業継続の可能性検討

事業終了後、当該施設の維持管理・運営については、新たに入札や公募を行い、民間事業者を選定して事業を継続する方法や、選定事業者であった民間事業者が継続して事業を行う方法などが考えられます。

なお、後者の場合、契約において、事業終了時の取扱いとして、事業の継続を定めておき、民間事業者の合意を得ておくことが条件となります。

(3) 事業評価

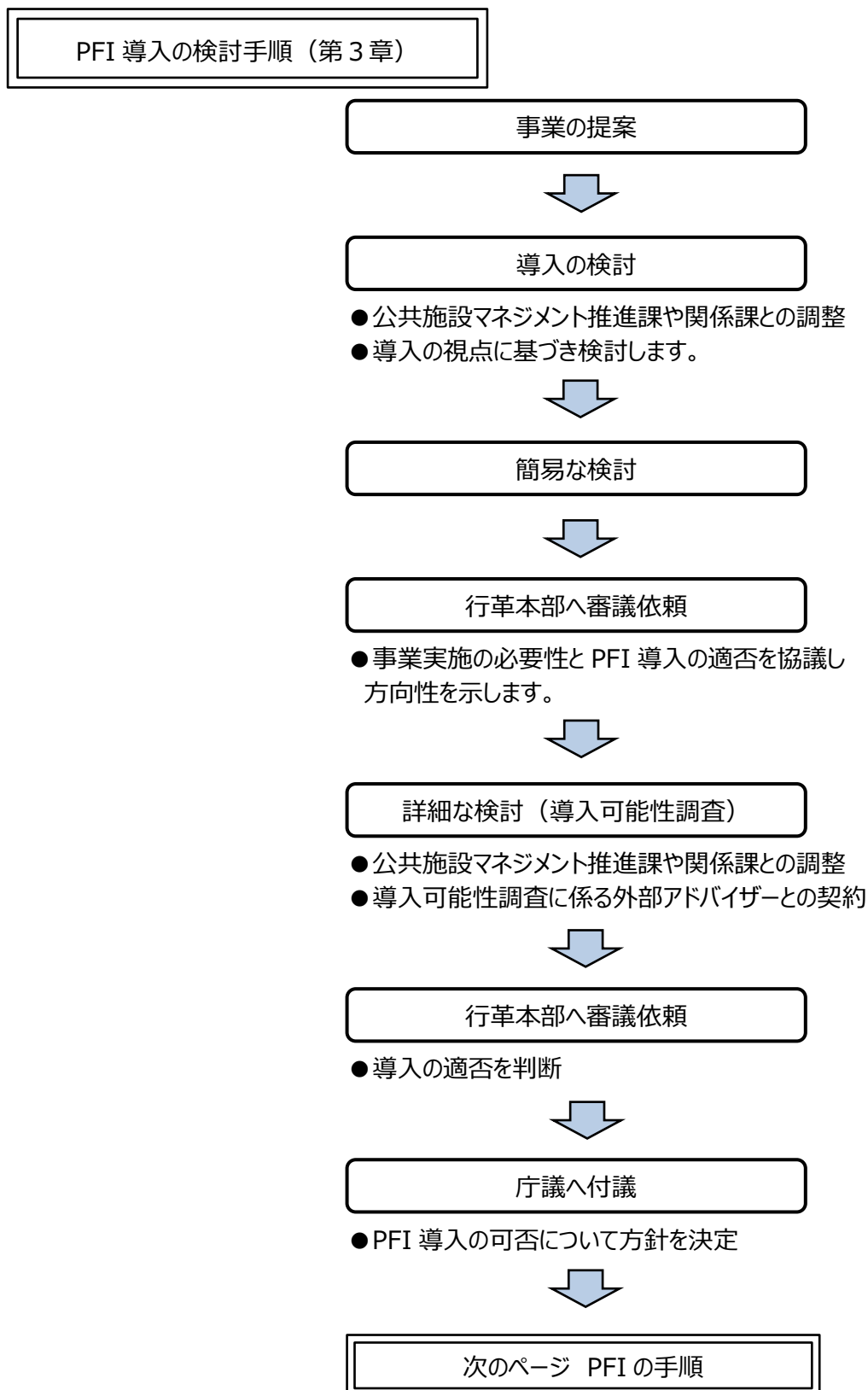
事業担当課は、事業終了時において、事業実施の振り返りの目的のため、「事業実施報告

書」等を作成し、当該事業におけるPFI手法の導入が有効であったかどうか事業評価を行うこととします。

これまで、PFI導入検討・事業実施の方法について述べてきましたが、ここに記載しているもののほか、以下に掲げるものに基づき進めていくこととなります。

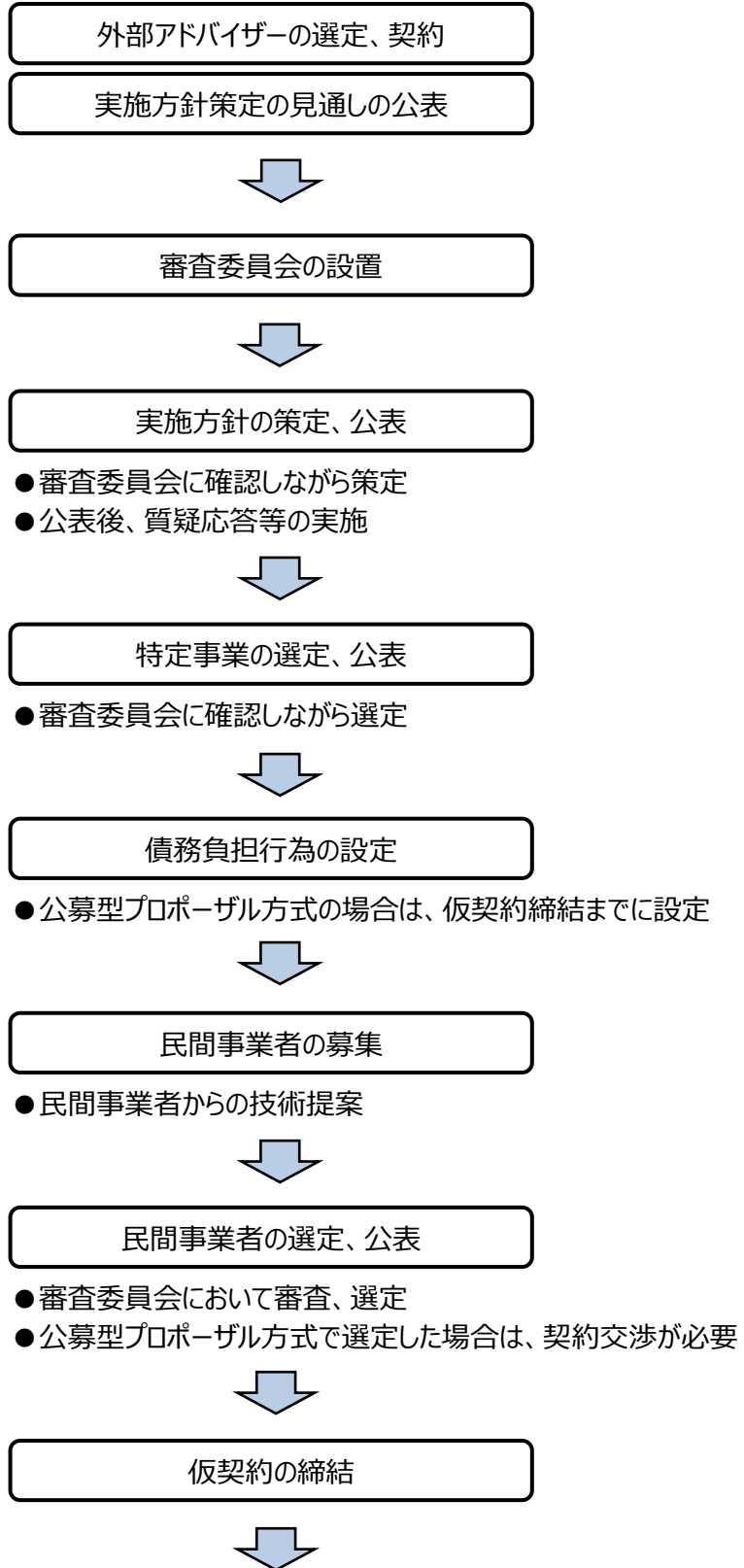
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（最終改正 平成30年法律第60号）・・・PFI法
 - 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）・・・PFI法施行令
 - 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）・・・PFI法施行規則
 - 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日一部変更）
 - 地方公共団体におけるPFI事業について（平成12年3月29日付け自治画第67号）（平成17年10月3日一部改正）
 - 国の定めるガイドライン
 - ・ PFI事業実施プロセスに関するガイドライン<平成30年10月23日>
 - ・ PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン<平成30年10月23日>
 - ・ VFM（Value For Money）に関するガイドライン<平成30年10月23日>
 - ・ 契約に関するガイドラインーPFI事業実施契約における留意事項についてー<平成30年10月23日>
 - ・ モニタリングに関するガイドライン<平成30年10月23日>
 - ・ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン<平成30年10月23日>
 - 「多様なPPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（H27.12.15 民間資金等活用事業推進会議決定）
 - 「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」（H28.3 内閣府）
 - 「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」（H29.1 内閣府）
 - その他の国からの通知 など
- ※ 各内容は、内閣府ホームページを御覧ください

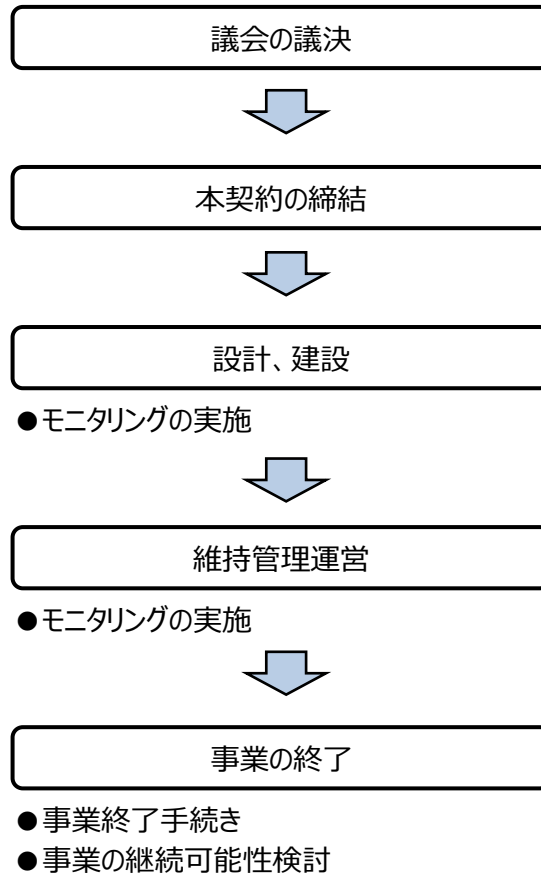
PFI 事務フロー



PFIの手順（第4章）

PFI導入の検討手順により、PFI手法の採用が決定した事業を行う場合





資 料

入間市〇〇〇〇〇〇事業審査委員会条例

(設置)

第1条 市が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する事業について、専門性、客観性、公正性及び透明性を確保するため、入間市〇〇〇〇〇〇事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、〇〇〇〇〇〇に関し、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 法第5条の規定による実施方針に関すること。
- (2) 法第7条の規定による特定事業の選定に関すること。
- (3) 法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員〇人以内をもって組織し、知識経験のある者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 特定事業を実施する民間事業者として選定を受けようとするものと利害関係を有する者は、委員となることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から当該諮問に係る答申をした日までとする。

- 2 職名をもって委嘱され、又は任命された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会の会議について、委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、〇〇〇部〇〇〇課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

入間市 PFI 導入ガイドライン

【第2版】

令和3年1月 発行

編集・発行 入間市企画部企画課